

8. 低所得高齢者の住まい対策（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）について

（1）養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

要介護度は低いものの、経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者の受け入れ先として、養護老人ホームや軽費老人ホームによる対応がなされているところであるが、近年、単身の低所得高齢者が増大していることにより、これらの施設の重要性が増しているところである。

これらの施設にかかる運営費や施設整備費については、地方分権推進の観点から、三位一体改革により税源移譲による一般財源化が行われたところであり、これらの施設自体の整備・運営は、各自治体において適切に対応することが必要である。

このため、各都道府県等は、本趣旨を踏まえ、これらの施設において必要な定員が確保されるよう留意するとともに、引き続き養護老人ホーム・軽費老人ホームの計画的な整備を図り、適切な運営を指導されたい。

（2）小規模な養護老人ホームや都市型軽費老人ホームの整備について

ア 小規模な養護老人ホーム（定員29人以下）について

養護老人ホームにおいても、入所高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられることが重要であることから、地域で居住できる支援機能を持つ比較的、設置が容易である小規模な養護老人ホーム（定員29人以下）の整備を図ることとしている。

このため、平成24年度予算案において、施設整備や開設準備経費をハード交付金やソフト交付金の対象としたので、関係市区町村や事業者への積極的な周知を行い、整備の促進に取り組まされたい。

イ 都市型軽費老人ホームについて

都市型軽費老人ホームについては、平成22年度に、施設整備についてハード交付金の対象としてきたところであるが、さらなる整備促進を図るため、平成24

年度予算案において、新たに開設準備経費をソフト交付金の対象としたので、関係市区町村や事業者への積極的な周知を行い、整備の促進に取り組まれない。

(3) 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替に係る貸付について

養護老人ホームは、昭和38年度の制度創設以降、長い期間が経過し、一部の施設においては、老朽化に伴う改修の必要性に迫られているものの、資金的な問題もあるため、改修を見送っている施設もあり、今後の施設運営に著しい影響を及ぼしかねない状態となっている。

在宅生活が困難な低所得高齢者の住まいの確保という課題への対応として、施設の安全性を含め、改修・整備を図るため、措置施設である養護老人ホームについては、他の障害者施設や児童福祉施設の措置施設同様、独立行政法人福祉医療機構の無利子貸付の対象に、自治体の補助を受けていることを要件として、①老朽民間社会福祉施設整備事業、②既設社会福祉施設用地有効活用改築促進事業、③地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業の対象に追加することとしている。(平成24年度予算案)

については、建替等が必要な施設に対し、本貸付を活用し、必要な改修・整備を図られるよう周知願いたい。なお、具体的な取扱いについては、今後、通知等により改めてお知らせすることを予定している。

(4) 扶養控除廃止にかかる養護老人ホームへの入所措置要件等の取扱いについて

平成22年度税制改正において、所得税・個人住民税の扶養控除については、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところであるが、これにより、養護老人ホームへの入所措置要件、養護老人ホームの費用の徴収及び軽費老人ホームA型の利用料の受領の取扱いに影響が生じることとなる。

これらの扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないこととするため、「旧税額計算シート」等を示した「扶養控除廃止にかかる養護老人ホームへの入所措置要件、費用の徴収及び軽費老人ホームA型の利用料の受領に係る取扱

いについて」(平成24年1月26日老発0126第2号厚生労働省老健局長通知)により従来どおりの取扱いが行われるよう管内関係自治体に対し周知するとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。